

産業構造審議会

主管省及び庶務担当部局課 経済産業省経済産業政策局産業構造課

電話番号 (03)3501-1626

ホームページ

<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/index.html>

根拠法令 経済産業省設置法第6条第1項

設置年月日 昭和39年4月1日

所掌事務

1. 経済産業大臣の諮問に応じて産業構造の改善に関する重要事項その他の民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展に関する重要事項（次号から第4号までに規定する重要事項を除く。）を調査審議すること
2. 経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じて割賦販売、ローン提携販売、信用購入あっせん及び前払式特定取引に関する重要事項を調査審議すること
3. 経済産業大臣又は農林水産大臣の諮問に応じて商品市場における取引に関する重要事項（商品先物取引法第2条第1項に規定する商品及び同条第2項に規定する商品指数に係る重要事項に限る。）を調査審議すること
4. 経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じて消費生活用製品の安全性並びに訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖

販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び訪問購入に関する重要事項を調査審議すること

5. 前各号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣（第1号に規定する重要事項のうち貿易保険法の運用に関するものに関しては、財務大臣を含む。）に意見を述べること
6. 特許法、中小企業等経営強化法、工場立地法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律、伝統的工芸品産業の振興に関する法律、航空機工業振興法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

分科会等

<分科会>

1. 地域経済産業分科会

(所掌事務)

- ① 経済産業省の所掌事務のうち地域に関する総合的な政策に関する重要事項を調査審議すること
- ② 産業立地に関する重要事項を調査審議すること
- ③ 地域における商鉦工業一般の振興に関する重要事項を調査審議すること
- ④ 工場立地法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 通商・貿易分科会

(所掌事務)

- ① 通商に係る施策その他通商に関する重要事項を調査審議すること
- ② 貿易に係る施策その他貿易に関する重要事項を調査審議すること

3. 産業技術環境分科会

(所掌事務)

- ① 鉱工業の科学技術に関する重要事項を調査審議すること
- ② 民間における技術の開発に係る環境の整備に関する重要事項を調査審議すること
- ③ 経済産業省の所掌事務のうち地球環境保全に関する対策及び産業公害の防止対策の促進に関する重要事項を調査審議すること
- ④ 経済産業省の所掌事務のうち資源の有効な利用の確保に関する重要事項を調査審議すること
- ⑤ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 132 条の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること
- ⑥ 資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 7 条の 7 第 3 項及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること

4. 製造産業分科会

(所掌事務)

- ① 経済産業省の所掌事務のうち製造産業に関する重要事項を調査審議すること（商務流通情報分科会の所掌に属するものを除く。）
 - ② 航空機工業振興法第3条第3項（同法第4条第2項において準用する場合を含む。）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること
 - ③ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の規定により審議会の権限に属された事項を処理すること
5. 商務流通情報分科会
（所掌事務）
- ① 商業、商一般、物資の流通及び消費並びに一般消費者の利益の保護に関する重要事項を調査審議すること
 - ② 情報処理の促進に関する重要事項を調査審議すること
 - ③ 情報通信機器及びこれに類するものに関する重要事項を調査審議すること
 - ④ 経済産業省の所管事務のうち生活文化の創造に関する重要事項を調査審議すること
 - ⑤ 割賦販売、ローン提携販売、信用購入あっせん及び前払式特定取引に関する重要事項を調査審議すること
 - ⑥ 商品市場における取引に関する重要事項（商品先物取引法第2条第1項に規定する商品及び同条第2項に規定する商品指数に係る重要事項に限る。）を調査審議すること
 - ⑦ 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び訪問購

入に関する重要事項を調査審議すること

- ⑧ 情報処理の促進に関する法律第3条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること

6. 保安・消費生活用品安全分科会

（所掌事務）

- ① 経済産業省の所掌事務のうち火薬類の取締り、高圧ガスの保安その他の保安に関する重要事項を調査審議すること
- ② 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第17条第1項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること
- ③ 消費生活用製品の安全性に関する重要事項を調査審議すること

7. 知的財産分科会

（所掌事務）

- ① 工業所有権及びこれに類するものに関する重要事項を調査審議すること
- ② 弁理士に関する重要事項を調査審議すること
- ③ 特許法第35条第6項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

＜部 会＞ 経営力向上部会、グリーンイノベーションプロジェクト部会、経済産業政策新機軸部会

委員＜定数＞ 30人以内（学識経験者等）

うち常勤 なし

<任期> 2年

- <氏名> ◎十倉 雅和（日本経済団体連合会会長／住友化学株式会社 代表取締役会長）
- 伊藤 元重（東京大学 名誉教授）
- 大谷 英雄（横浜国立大学 名誉教授／放送大学徳仁教授・神奈川学習センター所長）
- 大野 英男（東北大学総長）
- 鎌倉 夏来（東京大学大学院総合文化研究科 地域未来社会連携研究機構 准教授）
- 工藤 貞子（三井住友フィナンシャルグループ 取締役執行役専務／三井住友銀行 取締役兼専務執行役員）
- 國分 文也（日本貿易会 会長／丸紅株式会社 取締役会長）
- 新宅 淳二郎（明治大学経営学部 特任教授）
- 神保 政史（日本労働組合総連合会 副会長）
- 滝澤 美帆（学習院大学経済学部 教授）
- 武田 洋子（株式会社三菱総合研究所 研究理事 シンクタンク部門副部門長／シンクタンク部門統括室長／政策・経済センター長）
- 中室 牧子（慶應義塾大学総合政策学部 教授／デジタル庁シニアエキスパート／公益財団法人東京財団政策研究

所 研究主幹)

- 沼上 幹 (早稲田大学ビジネス・ファイナンス
研究センター 教授)
- 浜口伸明 (神戸大学経済経営研究所 教授)
坂野 尚子 (株式会社ノンストレス代表取締役
役)
- 益 一哉 (東京工業大学 学長)
御手洗 瑞子 (株式会社気仙沼ニッティング
代表取締役社長)
- 矢澤 麻里子 (Yazawa Ventures 代表パートナ
ー)
- 柳川 範之 (東京大学大学院経済学研究科
教授)

諮問・答申事項等

- ・「中小企業等の経営強化に関する基本方針」の制定案に係る
答申について (R4. 7. 25 答申)
- ・伝統的工芸品の指定に係る答申について (R4. 10. 26 答申)
- ・伝統的工芸品の指定に係る答申について (R5. 9. 22 答申)